

平成 28 年 2 月 24 日
消 防 庁

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）及び火災通報装置の基準の一部を改正する件（案）に対する意見募集の結果並びに改正省令等の公布

消防庁では、「消防法施行規則の一部を改正する省令（案）＜省令＞」及び「火災通報装置の基準の一部を改正する件（案）＜告示＞」の内容について平成 27 年 12 月 29 日から平成 28 年 2 月 1 日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、3 件の御意見をいただきました。このたび、それらに対する考え方を取りまとめましたのでお知らせします。

また、意見募集の結果等を踏まえて検討し、本日、「消防法施行規則の一部を改正する省令」及び「火災通報装置の基準の一部を改正する件」を公布しましたので併せてお知らせします。

1 主な改正内容

「消防法施行規則の一部を改正する省令」及び「火災通報装置の基準の一部を改正する件」は、近年、IP 電話回線（インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行う電話回線をいう。以下同じ。）が普及していること等に鑑み、IP 電話回線を使用する場合等の火災通報装置に係る技術上の基準等を定めるものであり、主な改正事項は以下のとおりです。

- ・ 火災通報装置の電話回線との接続等に関する基準の改正
- ・ 消防機関からの呼返し信号を確実に受信するための基準の改正
- ・ 確実な電源供給のための基準の改正

2 意見募集の結果

「消防法施行規則の一部を改正する省令（案）」及び「火災通報装置の基準の一部を改正する件（案）」の内容について平成 27 年 12 月 29 日から平成 28 年 2 月 1 日までの間、意見を募集したところ、3 件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

3 省令等の公布

消防庁では、意見募集の結果等を踏まえて検討し、「消防法施行規則の一部を改正する省令」及び「火災通報装置の基準の一部を改正する件」を平成 28 年 2 月 24 日に公布しました。



(事務連絡先)
消防庁予防課 五月女補佐、境
TEL 03-5253-7523 (直通)
FAX 03-5253-7533

消防法施行規則の一部を改正する省令及び火災通報装置の基準の一部を改正する件について

平成 28 年 2 月
消防庁 予防課

【改正概要】

近年、IP 電話回線（インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行う電話回線をいう。以下同じ。）が普及していることに鑑み、IP 電話回線を使用する場合等の火災通報装置に係る技術上の基準等を定めるものである。

【改正理由】

消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）のうち火災通報装置に係る技術上の基準に関する部分及び火災通報装置の基準（平成 8 年消防庁告示第 1 号。以下「基準告示」という。）は、アナログ電話回線を使用することを前提とした規定となっているところ、近年の IP 電話回線の普及に伴い、IP 電話回線に対応した火災通報装置を設置できるようにするための規定整備が必要とされている。

また、平成 25 年 10 月 11 日に発生した福岡市有床診療所火災を受けて設置された有識者検討会の報告書において、有床診療所及び病院における火災通報装置の設置義務の強化が提言されるとともに、IP 電話回線への対応の必要性について指摘されたところである。

これらの状況等に鑑み、IP 電話回線を使用する場合等の火災通報装置に係る技術上の基準等を定めるため、所要の改正を行うものである。

【改正内容】

(1) 火災通報装置の電話回線との接続等に関する基準の改正（規則第 25 条第 3 項第 2 号及び第 3 号関係）

- ① 火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない電話回線を使用することを技術上の基準として明文化する。
- ② 火災通報装置の電話回線への接続について、必要に応じて回線終端装置等（モデム等）を媒介することにより当該電話回線を適切に使用することができ、かつ、一般電話機や FAX 等、同一の電話回線に接続する他の機器等が行う通信の影響により当該火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない位置に接続するよう規定する。

(2) 消防機関からの呼返し信号を確実に受信するための基準の改正（基準告示第 3 第 8 号関係）

- ① IP 電話回線を使用する場合においても消防機関からの呼返し信号を確実に受信できるようにするため、蓄積音声情報を送出した後の待機時間を 5 秒間から 10 秒間に延長する。

- ② また、途中で通話が途切れた場合等において、その後に呼返し信号を確実に受信できるようにするため、通話終了後の待機時間を 10 秒間とする。

(3) 確実な電源供給のための基準の改正（基準告示第 3 第 16 号及び第 17 号関係）

- ① IP 電話回線を使用する場合は、停電時に備え、予備電源が設けられた回線終端装置等を介することとする。また、当該予備電源については、火災通報装置に設ける予備電源と同等の性能等を求ることとする。
- ② ①の回線終端装置等の常用電源をコンセント等からとる場合には、分電盤との間の配線に開閉器（スイッチ）を設けず、かつ、当該配線の接続部が容易に緩まないような措置を講ずることとする。
- ③ ①の回線終端装置等について、常用電源に係る配線の接続部及び分電盤の開閉器（スイッチ）には、火災通報装置に係る回線終端装置等用のものである旨を表示することとする。

(4) その他

- ① 消防法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 333 号）による改正後の消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第 1(六)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物で、延べ面積が 500 m²未満のものに設けられる火災通報装置の常用電源をコンセント等からとる場合には、(3) ②と同様の措置を講ずるとともに、当該コンセント等の接続部に火災通報装置用のものである旨を表示することとする（規則第 25 条第 3 項第 4 号イ及びロ関係）。
- ② (3) ①の回線終端装置等の構造、性能等については、火災通報装置に係る規定の一部を準用することとする（基準告示第 3 第 17 号関係）。
- ③ 建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 6 号。以下「改正令」という。）が平成 28 年 6 月 1 日に施行されることに伴い、所要の規定の整理を行う（規則第 26 条第 5 項第 3 号ハ関係）。
- ④ その他所要の規定の整備を行う。

【経過措置】

施行の際現に火災通報装置が設置されている防火対象物若しくは現に火災通報装置の設置に係る工事中の防火対象物又は施行の日から平成 29 年 9 月 30 日までに火災通報装置の設置に係る工事を開始する防火対象物における当該火災通報装置のうち、(2) に適合しないものに係る技術上の基準については、(2) にかかわらず、なお従前の例によることとする。

【施行期日】

平成 28 年 4 月 1 日（ただし、(4) ③については改正令の施行の日（平成 28 年 6 月 1 日）、(4) ④の一部については公布の日）

【消防法施行規則の一部を改正する省令（案）及び火災通報装置の基準の一部を改正する件（案）についての御意見の概要及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	御意見の反映の有無
No. 1	新基準に適合している旨の表示をしなければならないか。	新基準に適合している旨の表示は必要とされていません。 なお、火災通報装置の表示は、改正後の火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号）第3第18号の規定によることとされています。	無
No. 2	在庫品を新基準に適合させた場合、製品名を変更する必要があるか。	製品名の変更に関する規定はありません。	無
No. 3	在庫品のプログラムを書替え、新基準に適合させた場合、再認定が必要か。 必要な場合、再認定に要する費用は、新規の型式認定のものと同じか。	認定を受けた登録認定機関に御確認ください。	無
No. 4	既に防火対象物に設置している火災通報装置のプログラムを書替え新基準に適合させた場合、認定番号の表示はそのままよいか。 また、型式失効したもののプログラムを書替え新基準に適合させることはできるか。 できる場合はその手順はどうか。	所轄の消防本部に御相談の上、認定を受けた登録認定機関に御確認ください。	無
No. 5	IP電話回線に接続する火災通報装置で通報し、呼び返し信号待機中に第3者からの信号に応答した後、10秒以内に消防機関からの呼び返しがない場合、その後の呼び返し信号は受信できないことでよいか。	第3者との通話終了後に消防機関から呼び戻しがされる場合に、当該呼び戻しが通話終了後10秒以内にないことは想定していません。	無
No. 6	通話終了後の待機時間は10秒以上でもよいか。	通話終了後、10秒間は待機時間を確保することを求めています。	無

No. 7	緊急時に必要となる経路全てを予備電源により非常時にも利用可能とすることを規定しておくべきと考える。	改正後の火災通報装置の基準(平成8年消防庁告示第1号)第3第16号において、IP電話回線を使用する場合は、予備電源が設けられた回線終端装置その他のIP電話回線を使用するために必要な装置を介して使用する旨を規定しています。	無
No. 8	予備電源は、消火時に水等が使われる場合にも支障がないよう規定すべきではないか。 また、予備電源には、一定の耐熱性が求められるのではないか。	火災通報装置は、火災の覚知後速やかに使用することを想定した設備であることなどを踏まえ、耐水性及び耐熱性に関する規定はありません。	無
No. 9	新告示基準に適合する火災通報装置は、平成29年3月頃に発売でできる見込みであるが、納入品全てを新告示基準に適合するものに切替えるためには約6箇月の期間が必要であるため、施行の日から平成29年9月30日までは、なお従前の例によることができますとしていただきたい。	新基準に適合する火災通報装置に切り替えるために所要の期間が必要との御意見を踏まえ、従前の例によることができる期間を平成29年9月30日まで延長することとします。	有

○提出意見数：3件

※提出意見数は、提出意見者数としています。

※上表は意見の内容別に整理しています。(1者から複数内容の意見が提出されたものについても、内容ごとに整理・要約しています。)

○総務省令第十号

建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第六号）の施行に伴い、並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第二十三条第二項、第二十五条第二項第一号ただし書及び第三十三条の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月二十四日

総務大臣 山本 早苗

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項第一号中「利用する」を「使用する」に改め、同条第三項第四号を同項第五号とし、同項第三号イ中「とられて」の下に「おり、かつ、当該配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないよう措置されて」を加え、同号ロ中「開閉器」の下に「及び配線の接続部（当該配線と火災通報装置との接続部を除く。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「屋内の電話回線のうち交換機等と電話局の間となる」を「前号の電話回線のうち、当該電話回線を適切に使用することができ、かつ、他の機器等

が行う通信の影響により当該火災通報装置の機能に支障を生ずる「それのない」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 火災通報装置の機能に支障を生ずる「それのない」電話回線を使用すること。

第二十五条第四項第四号中「前項第四号」を「前項第五号」に改める。

第二十六条第五項第三号ハ中「第三項第九号」を「第三項第十号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十八年六月一日）から、次項の規定は公布の日から施行する。

（消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

2 消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備

等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条に次の一項を加える。

3 この省令の施行の際、現に診療科名中に医療法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第三十
六号）による改正前の医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二に規定する診療科
名（小児科、形成外科、美容外科、皮膚泌尿器科、こう門科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、歯科
、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科、皮膚科、泌尿器科、産科及び婦人科を除く。）を有する病院又
は診療所における当該診療科名については、新令別表第一(六項イ(1)(i)の総務省令で定める診療科名とみ
なす。

消防法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表

○ 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

【消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第八十号）による改正後】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>2 令第二十三条第二項の規定による火災報知設備は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に定める場所に設置しなければならない。</p> <p>一 一の押しボタンの操作等により消防機関に通報することができる装置（電話回線を使用するものに限る。以下この条において「火災通報装置」という。） 防災センター等</p> <p>二 （略）</p> <p>3 火災通報装置の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない電話回線を使用すること。</p>	<p>（消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>2 令第二十三条第二項の規定による火災報知設備は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に定める場所に設置しなければならない。</p> <p>一 一の押しボタンの操作等により消防機関に通報することができる装置（電話回線を利用するものに限る。以下この条において「火災通報装置」という。） 防災センター等</p> <p>二 （略）</p> <p>3 火災通報装置の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。</p> <p>一 火災通報装置は、消防庁長官が定める基準に適合するものであること。</p> <p>（新設）</p>

三 火災通報装置は、前号の電話回線のうち、当該電話回線を適切に使用することができ、かつ、他の機器等が行う通信の影響により当該火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない部分に接続すること。

四 電源は、次に定めるところにより設けること。

イ 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずとること。ただし、令別表第一(内項イ(1)から(3)まで及び口に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のものに設けられる火災通報装置の電源が、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられており、かつ、当該配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないようく措置されている場合は、この限りでない。

ロ 電源の開閉器及び配線の接続部（当該配線と火災通報装置との接続部を除く。）には、火災通報装置用のものである旨を表示すること。

五 (略)

4 消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置を除く。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 令別表第一(内項イ(1)及び(2)並びにロ、内項イ、内項並びに内項に掲げる防火対象物に設ける消防機関へ通報する火災報

二 火災通報装置は、屋内の電話回線のうち交換機等と電話局の間となる部分に接続すること。

三 電源は、次に定めるところにより設けること。

イ 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずとること。ただし、令別表第一(内項イ(1)から(3)まで及び口に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のものに設けられる火災通報装置の電源が、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられている場合は、この限りでない。

ロ 電源の開閉器には、火災通報装置用のものである旨を表示すること。

四 (略)

4 消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置を除く。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 令別表第一(内項イ(1)及び(2)並びにロ、内項イ、内項並びに内項に掲げる防火対象物に設ける消防機関へ通報する火災報

知設備（火災通報装置を除く。）にあつては、前項第五号の規定の例による」と。

（避難器具の設置個数の減免）

第二十六条（略）

254（略）

5 令第二十五条第一項各号に掲げる防火対象物の階が次の各号のいずれかに該当するときには、当該階に避難器具を設置しないことができる。

1・2（略）

三 次のイからニまでに該当する」と。

イ・ロ（略）

ハ 直通階段が建築基準法施行令第百二十三条（第一項第六号、第二項第二号及び第三項第十号を除く。）に定める構造のもの（同条第一項に定める構造のものにあつては、消防庁長官が定める部分を有するものに限る。）であること。

二（略）
6・7（略）

（避難器具の設置個数の減免）

第二十六条（略）

254（略）

5 令第二十五条第一項各号に掲げる防火対象物の階が次の各号のいずれかに該当するときには、当該階に避難器具を設置しないことができる。

1・2（略）

三 次のイからニまでに該当すること。

イ・ロ（略）

ハ 直通階段が建築基準法施行令第百二十三条（第一項第六号、第二項第二号及び第三項第九号を除く。）に定める構造のもの（同条第一項に定める構造のものにあつては、消防庁長官が定める部分を有するものに限る。）であること。

二（略）
6・7（略）

○ 消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する

省令（平成二十六年総務省令第八十号）

(傍線部分は改正部分)

現行	改正後	附則	（施行期日）
第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際、現に存する消防法施		第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際、現に存する消防法施	第一条（略）
（経過措置）		（経過措置）	（施行期日）
第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際、現に存する消防法施		第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際、現に存する消防法施	第一条中「この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
			一 附則第四条の規定 公布の日
			二 第一条中消防法施行規則第十二条の二第一項第一号中「延べ面積」を「基準面積（令第十二条第二項第三号の二に規定する床面積の合計をいう。以下この項、第十三条第三項、第十三条の五第一項及び第十三条の六第一項において同じ。）」に改める改正規定、同項第二号及び同令第十三条第三項第九号の二中「延べ面積」を「基準面積」に改める改正規定、同令第十三条の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同令第十三条の六及び第十四条の改正規定並びに附則第二条第一項及び第三条 平成二十七年三月一日

行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百三十三号）による改正後の消防法施行令（次項及び第三項において「新令」という。）別表第一(内)項口、(外)項イ及び(外)項に掲げる防火対象物（同表(外)物（同表(内)項イ及び(外)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(内)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下この項において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(内)項口、(外)項イ及び(外)項に掲げる防火対象物又は模様替えの工事中の同表(内)項口、(外)項イ及び(外)項に掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び動力消防ポンプ設備に関する技術上の基準については、この省令による改正後による改正後の消防法施行規則（次項及び第三項において「新規則」という。）第十二条の二第一項第一号の規定にかかるわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

2 (略)

行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百三十三号）による改正後の消防法施行令（次項において「新令」という。）別表第一(内)項口、(外)項イ及び(外)項に掲げる防火対象物（同表(外)物（同表(内)項口に掲げる防火対象物にあっては、同表(内)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下この項において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(内)項口、(外)項イ及び(外)項に掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び動力消防ポンプ設備に関する技術上の基準については、この省令による改正後の消防法施行規則（次項において「新規則」という。）第十二条の二第一項第一号の規定にかかるわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際、現に存する新令別表第一(内)項イ(1)及び(2)、(外)項イ、(外)項及び(外)項に掲げる防火対象物（同表(外)項イ、(外)項及び(外)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(内)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限り、同表(内)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。以下この項において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(内)項イ(1)及び(2)、(外)項イ、(外)項及び(外)項に掲げる防火対象物における消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準については、新規則第二十五条第一項、第三項及び第四項の規定にかかるわらず、

平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 | この省令の施行の際、現に診療科名中に医療法施行令の一部を

(新設)

改正する政令（平成二十年政令第三百二十六号）による改正前の医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二に規定する診療科名（小児科、形成外科、美容外科、皮膚泌尿器科、こう門科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科、皮膚科、泌尿器科、産科及び婦人科を除く。）を有する病院又は診療所における当該診療科名については、新令別表第一(六)項イ(1)(ii)の総務省令で定める診療科名とみなす。

第三条 (略)

(消防法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第四条 (略)

第三条 附則第一条第二号に規定する規定の施行前にした行為に対

する罰則の適用については、なお従前の例による。

(消防法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第四条 (略)

○消防庁告示第六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二十五条第三項第一号の規定に基づき、火災通報装置の基準（平成八年消防庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十四日

消防庁長官 佐々木敦朗

第三第八号〔中「五秒間」を「十秒間」に改め、「開放し、」の下に「その間に」を加え、「が呼返し信号（七十五ボルト十六ヘルツ）を送出した」を「から呼返し信号が送出された場合又は電気通信設備の有する機能により自動的に呼返し信号が送出された」に改め、同号〔中「通報中に電話回線を誤つて開放した場合等において、」を「通話が終了した後、自動的に十秒間電話回線を開放し、その間に」に、「が呼返し信号（七十五ボルト十六ヘルツ）を送出した場合は」を「から呼返し信号が送出された場合又は電気通信設備の有する機能により自動的に呼返し信号が送出された場合に」に改め、同第八号の二〔中「通報中」を「通話中」に改め、同第十六号を同第十八号とし、同第十五号の次に次の二号を加える。

十六 IP電話回線（インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行う電話回線をいう。以下この号並びに次号において読み替えて準用する第九号及び第十二号〔において同じ。〕を使用する場合は、予備電源が設けられた回線終端装置等（回線終端装置その他のIP電話回線を使用する

ために必要な装置をいう。次号及び同号において読み替えて準用する消防法施行規則第二十五条第三項第四号口において同じ。）を介して使用すること。

十七 前号の場合において、第九号から第十三号までの規定は回線終端装置等の構造、性能等について、消防法施行規則第二十五条第三項第四号の規定は回線終端装置等に設ける電源について、それぞれ準用する。この場合において、第九号中「火災通報機能」とあるのは「IP電話回線を使用するために必要な機能」と、第十二号口中「火災通報を行う」とあるのは「IP電話回線を使用するために必要な機能を維持する」と、同令第二十五条第三項第四号イ中「ただし、令別表第一六項イ(1)から(3)まで及び口に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のものに設けられる火災通報装置の」とあるのは「ただし」と、同号口中「火災通報装置用」とあるのは「火災通報装置に係る回線終端装置等用」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に火災通報装置が設置されている防火対象物若しくは現に火災通報装置の設置に係る工事中の防火対象物又は施行の日から平成二十九年九月三十日までに火災通報装置の設

置に係る工事を開始する防火対象物における当該火災通報装置のうち、改正後の火災通報装置の基準第三第八号の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

火災通報装置の基準の一部を改正する件 新旧対照表

○ 火災通報装置の基準（平成八年消防庁告示第一号）

（傍線部分は改正部分）

	改	正	後	現	行
第三 火災通報装置の構造、性能等					
火災通報装置の構造、性能等は、次に定めるところによる。					
一〇七 (略)					
八 火災通報装置（特定火災通報装置を除く。）の通話機能等は、次によること。					
(一) 一区切りの蓄積音声情報を送出した後、自動的に十秒間電話回線を開放し、その間に消防機関側の操作により電話局交換機から呼返し信号が送出された場合又は電気通信設備の有する機能により自動的に呼返し信号が送出された場合に、これを受信し可聴的に表示するとともに、当該呼返しに対し、応答し通話することができる。					
なお、呼返し信号が送出されなかつた場合にあつては、蓄積音声情報を繰り返し送出できること。					
(二) (略)					
(三) 通話が終了した後、自動的に十秒間電話回線を開放し、その間に消防機関側の操作により電話局交換機から呼返し信号が送出された場合又は電気通信設備の有する機能により自動					
(二) (略)					
(三) 通報中に電話回線を誤つて開放した場合等において、消防機関側の操作により電話局交換機が呼返し信号（七十五ボルト十六ヘルツ）を送出した場合は、これを受信し可聴的に表					

的に呼返し信号が送出された場合に、これを受信し可聴的に表示するとともに、当該呼返しに対し、応答し通話することができる。

八の二 特定火災通報装置の通話機能等は、次による。

(一) (略)

(二) 通話中に電話回線が開放されないよう措置されていること。

九 (略)

十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

示すとともに、当該呼返しに対し、応答し通話することができる。

八の二 特定火災通報装置の通話機能等は、次による。

(一) (略)

(二) 通報中に電話回線が開放されないよう措置されていること。

九 火災通報装置には、火災通報機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置を設けてはならないこと。

十 常用電源を監視できる装置が、前面の見やすい箇所に設けられていること。

十一 電源回路には、適切な過電流保護回路が設けられていること。

十二 予備電源は、次による。

(一) 常用電源が停電した場合、待機状態を六十分間継続した後において、十分間以上火災通報を行うことができる容量を有すること。

(二) 常用電源が停電したときは、自動的に常用電源から予備電源に切り替えられ、常用電源が復旧したときは、自動的に予備電源から常用電源に切り替えられるものであること。

(三) 予備電源は、密閉型蓄電池とすること。

十三 電源電圧が次に掲げる範囲で変動した場合、機能に異常を

生じないものであること。

(一) 常用電源にあつては、定格電圧の九十パーセント以上百十
パーセント以下

(二) 予備電源にあつては、端子電圧が定格電圧の八十五パーセ
ント以上百十パーセント以下

十四・十五 (略)

十六 I P電話回線 (インターネットプロトコルを用いて音声伝

送を行う電話回線をいう。以下この号並びに次号において読み替えて準用する第九号及び第十二号(一)において同じ。)を使用する場合は、予備電源が設けられた回線終端装置等(回線終端装置その他のI P電話回線を使用するために必要な装置をいう。次号及び同号において読み替えて準用する消防法施行規則第二十五条第三項第四号口において同じ。)を介して使用すること。

(新設)

十四・十五 (略)

(新設)

十七 前号の場合において、第九号から第十三号までの規定は回線終端装置等の構造、性能等について、消防法施行規則第二十五条第三項第四号の規定は回線終端装置等に設ける電源について、それぞれ準用する。この場合において、第九号中「火災通報機能」とあるのは「I P電話回線を使用するために必要な機能」と、第十二号(一)中「火災通報を行う」とあるのは「I P電話回線を使用するために必要な機能を維持する」と、同令第二十五条第三項第四号イ中「ただし、令別表第一(六項イ(1)から(3))」

まで及び口に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のものに設けられる火災通報装置の」とあるのは「ただし、「と、同号口中「火災通報装置用」とあるのは「火災通報装置に係る回線終端装置等用」と読み替えるものとする。

十八 (略)

十六 (略)

火災通報装置の基準第三第十七号による読替表

○ 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

(傍線部分は読替部分、波線部分は当然読替部分)

（消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準）	（消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準）
第二十五条　（略）	第二十五条　（略）
2　（略）	2　（略）
3　回線終端装置等の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。	3　火災通報装置の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　電源は、次に定めるところにより設けること。 イ　電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとってこと。ただし、電源が、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられており、かつ、当該配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないように措置されている場合は、この限りでない。	四　電源は、次に定めるところにより設けること。 イ　電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとってこと。ただし、令別表第一(六項イ(1)から(3)まで及び口に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のものに設けられる火災通報装置の電源が、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられており、かつ当該配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないように措置されている場合は、この限りでない。
ロ　電源の開閉器及び配線の接続部（当該配線と回線終端装置等との接続部を除く。）には、火災通報装置に係る回線終端装置等用のものである旨を表示すること。	ロ　電源の開閉器及び配線の接続部（当該配線と火災通報装置との接続部を除く。）には、火災通報装置用のものである旨を表示すること。

4
五
(略)

4
五
(略)

	第三 回線終端装置等の構造、性能等	第三 火災通報装置の構造、性能等
	読 替 後	読 替 前
一〇八の二 (略)	回線終端装置等の構造、性能等は、次に定めるところによる。	火災通報装置の構造、性能等は、次に定めるところによる。
九 回線終端装置等には、IP電話回線を使用するためには必要な機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置を設けてはならないこと。	九 回線終端装置等には、IP電話回線を使用するためには必要な機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置を設けてはならないこと。	九 火災通報装置には、火災通報機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置を設けてはならないこと。
十 常用電源を監視できる装置が、前面の見やすい箇所に設けられていること。	十 常用電源を監視できる装置が、前面の見やすい箇所に設けられていること。	十 常用電源を監視できる装置が、前面の見やすい箇所に設けられていること。
一一 電源回路には、適切な過電流保護回路が設けられていること。	一一 電源回路には、適切な過電流保護回路が設けられていること。	一一 電源回路には、適切な過電流保護回路が設けられていること。
一二 予備電源は、次によること。	一二 予備電源は、次によること。	一二 予備電源は、次によること。
(一) 常用電源が停電した場合、待機状態を六十分間継続した後において、十分間以上IP電話回線を使用するために必要な機能を維持することができる容量を有すること。	(一) 常用電源が停電した場合、待機状態を六十分間継続した後において、十分間以上火災通報を行うことができる容量を有すること。	(一) 常用電源が停電したときは、自動的に常用電源から予備電源に切り替えられ、常用電源が復旧したときは、自動的に予備電源から常用電源に切り替えられるものであること。
(二) 予備電源は、密閉型蓄電池とすること。	(二) 予備電源は、密閉型蓄電池とすること。	(二) 予備電源は、密閉型蓄電池とすること。

十三 電源電圧が次に掲げる範囲で変動した場合、機能に異常を生じないものであること。

- (1) 常用電源にあつては、定格電圧の九十パーセント以上百十パーセント以下
- (2) 予備電源にあつては、端子電圧が定格電圧の八十五パーセント以上百十パーセント以下

十四～十八 (略)

十三 電源電圧が次に掲げる範囲で変動した場合、機能に異常を生じないものであること。

- (1) 常用電源にあつては、定格電圧の九十パーセント以上百十パーセント以下
- (2) 予備電源にあつては、端子電圧が定格電圧の八十五パーセント以上百十パーセント以下

十四～十八 (略)